

第7号議案に対する附帯決議

1、歳出、款10.教育費、項2.社会教育費、目2.文化振興費のうち、(仮称)国際工芸美術館整備費として計上された『(仮称)国際工芸美術館』整備工事費の予算額及び一体的に整備する予定の芹が谷公園“芸術の杜”計画は未だそのコンセプトと『(仮称)国際工芸美術館』の必要性及び効果性について疑義がある。また、今回(仮称)国際工芸美術館に係る基本設計委託料と実施計画委託料が、「当初のスケジュールで予定していた関係上」という理由により同議会での計上となっている。施設整備に掛かる予算規模も収支計画も必然的に不明確の状態である。このような状態で基本設計を終え、議会審議を経ずに実施設計に入るのは極めて異例な状況であり、以下の項目を踏まえて説明責任及び議論する場を求める。

- ・基本設計終了後、速やかに施設の収支計画及び具体的予算計画を策定し、報告する場を設ける事。
- ・芹が谷公園“芸術の杜”計画上、(仮称)国際工芸美術館の必要性をより明確化し報告する場を設ける事。
- ・上記報告する場を経て賛同を得られた後、実施設計に入る事。また、賛同を得られ、必要性が認められるまで、(仮称)国際工芸美術館関連予算執行を凍結する事。

以上